

## 社会福祉法人いずみの福祉会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人いずみの福祉会（以下「当法人」という）の定款規程に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職金を支給する。
  - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。
- 2 常勤役員等に対する退職金は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

### (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 退職金については、別表3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、職員給与規則の規程に準ずる額

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表4に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、職員旅費規定に基づき、旅費を支給する。
- (3) 会議出席については、職員給与規定に基づき、通勤手当を支給する。

### (当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しないものとする。

### (報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月6日とする。ただし、その日が金融機関の休日にあたる場合は、職員給与規則の規程に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年夏期(7月)、年末(12月)及び年度末(3月)の3回とする。

2 非常勤役員等に対する報酬は、毎月6日とする。ただし、その日が金融機関の休日にあたる場合は、職員給与規則の規程に準じた日とする。

3 報酬等は、法令に定めたもの、または職員給与規則「給与及び賃金控除に関する協定」に準じて控除する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、または解任された場合は前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、または解任の場合の報酬額については、職員給与規則の規程に準ずる。

4 本状第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、職員給与規則の規程に準ずる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は平成29年4月1日より施行する。

別表 1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 500,000円以内
理事	月額 400,000円以内

別表 2 (常勤役員等の賞与)

7月	報酬月額×1か月分
12月	報酬月額×1か月分
3月	報酬月額×1か月分

別表 3 (常勤役員等の退職金算定式)

最終報酬月額×在任年数×係数
----------------

※係数については、理事長…1～2.5 理事…1

別表 4 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	15,000円

(2) 評議員選任・解任委員

	日額
評議員選任・解任委員会への出席	5,000円

(3) 理事

	日額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円～25,000円

(4) 監事

	日額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円